

金融商品に係る勧誘方針

平成13年4月1日より「金融商品の販売等に関する法律」（金融商品販売法）が施行されました。

当組合では、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客様の資産運用目的、知識、経験および財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品内容等の適切な説明を行います。
2. 商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の内容やリスク内容等の重要事項について説明いたします。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当組合は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。勧誘に際し、ご迷惑な場合は、その旨担当者までお申し付けください。

※金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。



ゆきぐに信用組合

本店	025-782-1151	石打支店	025-783-2962
五日町支店	025-776-2691	津南支店	0257-65-3125
小出郷支店	02579-2-7766		